

令和 7 年度の年金額改定

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

4 月分 (6 月 13 日支払分) からの年金額

4 月分からの年金額は、法律の規定により令和 6 年度から原則 1.9% の引き上げとなります。

(月額)	令和 7 年度	令和 6 年度
国民年金 (老齢基礎年金 (満額)) *	69,308 円	68,000 円
厚生年金 (夫婦 2 人分の老齢基礎年金 を含む標準的な年金額) **	232,784 円	228,372 円

* 令和 7 年度の昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の老齢基礎年金 (満額) は、月額 69,108 円です。

** 平均的な収入 (平均標準報酬 (賞与含む月額換算) 45.5 万円) で 40 年間就業した場合に受け取り始める年金 (老齢厚生年金と 2 人分の老齢基礎年金 (満額)) の給付水準です。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和 7 年度は昨年度から 2.7% の増額改定となります。また、老齢年金生活者支援給付金は、国民年金保険料免除期間を有する場合は、老齢基礎年金額の引き上げに伴う改定 (増額) も行われます。

(月額)	令和 7 年度	令和 6 年度
老齢年金生活者 支援給付金	5,450 円 *	5,310 円
障害年金生活者 支援給付金	(1 級) 6,813 円 ** (2 級) 5,450 円 **	(1 級) 6,638 円 (2 級) 5,310 円
遺族年金生活者 支援給付金	5,450 円 ***	5,310 円

* 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

** 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。

*** 2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、この基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

幡多年金事務所による今月の年金相談

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 6 月 17 日 (火) 9 時 30 分～12 時、13 時～15 時

場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係

必要な物

本人が申請する場合

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの (マイナンバーカード等)
- マイナンバーのわかるもの

代理人が申請する場合

- 委任状
 - 代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細は予約の際にお尋ねください。

予約 ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの (基礎年金番号通知書、年金手帳、納付書など) をお手元にご用意ください。

予約方法 ● 幡多年金事務所へ電話

- インターネット 受付時間は土・日・祝日を含め毎日 8 時～23 時 30 分
※システムメンテナンスにより停止することがあります。
翌々開所日以降分の予約が可能です。



インターネット
予約

現況届は忘れずに提出を！

問 農業委員会事務局 ☎ 62-1244

農業者年金を受給されている方は、現況届を住所地の市役所にある農業委員会に必ず提出してください。

- 現況届の用紙は、5 月末に農業者年金基金から直接受給権者宛に送付されます。
- 現況届は、受給権者が現況届に署名・記入して農業委員会に提出してください。
- 現況届が未提出の場合、11 月以降の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。

提出期限 6 月 30 日 (月)